

大垣女子短期大学における気象の特別警報等発表時の授業等の取扱いに関する要項

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 この要項は、気象の特別警報、暴風警報、及び暴風雪警報（以下「特別警報等」という。）発表時に、大垣女子短期大学（以下「本学」という。）在学生等（長期履修学生、科目等履修生、特別聴講生、研究生を含む。以下「在学生等」という。）の通学上の事故等を防止するため、授業等の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 特別警報等

気象庁（岐阜地方気象台）の定める天気予報区による岐阜県美濃地方のうち、「岐阜・西濃」に発表する特別警報（種類不問）、暴風警報及び暴風雪警報をいう。

(2) 「岐阜・西濃」の対象市町

岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町をいう。

(3) 授業等

授業及び定期試験等（追試験及び再試験を含む）をいう。

(4) 実習等

幼稚園、児童福祉施設、病院、歯科診療所、社会福祉施設等外部機関で行う実習をいう。

(5) 学校行事等

上記(3)及び(4)以外で本学が認めた行事であり、本学休日に行うものもこれに準ずる。

(休講措置)

第 3 授業等、実習等及び学校行事等（以下「授業等」という。）の日において、特別警報等発表に伴う休講及び休講解除の措置は、次のとおりとする。

(1) 午前 6 時 30 分時点で特別警報等が発表されている場合は、その日の 1 時限及び 2 時限の授業等は休講とする。

(2) 午前 6 時 30 分を過ぎ、午前 10 時 30 分までの間に特別警報等が発表された場合は、発表時点から授業等を休講とする。

(3) 午前 10 時 30 分までに特別警報等が解除された場合は、授業等は 3 時限以降を行うものとする。

(4) 午前 10 時 30 分時点で特別警報等が継続して発表されている場合は、その日の授業等をすべて休講とする。

(5) 午前 10 時 30 分を過ぎてから気象の特別警報等が発表された場合は、発表時点から授業等を休講とする。

(6) 実習等は、実習等の責任者の指示に従うものとし、また、休講となった時限分の代替措置は、当該学科と実習等先で協議・決定するものとする。学校行事等は、本学行事責任者の指示に従うものとする。

(特別休講)

第 4 第 3 以外の次の各事象にもとづく特別休講の措置は、本学当該学科長、事務局長及び各課長が協議のうえ、学長が決定する。

(1) 「岐阜・西濃」を運行区間している公共交通機関が、気象悪化による計画運休を事前に発表するなど、学生の通学の至便性が著しく低下することが予想される場合。

(2) 「岐阜・西濃」を流域とする河川の氾濫情報が発表された場合。

(3) その他、本学学長が休講する必要があると判断した場合。

(遠隔授業等の取扱い)

第5 第3にかかわらず、インターネット等を活用した対面によらない授業等及び試験（以下「遠隔授業等」という。）を実施する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) オンデマンド型授業等（授業等担当教員が講義資料や課題をインターネット上に用意し、学生は決められた期間内の自由な時間にアクセスするもの）は、休講としない。
- (2) 同時配信型（リアルタイム配信型）授業等は、休講としない。
- (3) 停電、インターネット回線異常又はインターネット環境下により配信又は受信等が困難な場合は、当該授業等担当教員は休講とする場合がある。

（周知方法）

第6 休講措置の周知は、次の方法による。

- (1) 在学生等に対しては、本学ポータルサイト等により周知する。ただし、授業等実施中の場合は、当該授業担当教員及び本学職員を通じて周知する。
- (2) 担当授業等が休講となる非常勤講師については、教務・入試広報課から電話及び本学ポータルサイト等により周知する。
- (3) 本学ホームページ等に掲載する。
- (4) その他必要な措置を講じて周知をする。

（気象の特別警報警報等の確認）

第7 特別警報等警報の発表並びに解除の確認は、自治体の防災行政無線等、テレビ、ラジオ、気象庁及び自治体のWebサイト等の発表によるものとする。

（休講措置の補充）

第8 休講措置の補充は、適当な時期に補講等により補充しなければならない。

（その他）

第9 第3及び第4の措置を行った際は、図書館も同様の措置とする。また、在学生等の自習及びサークル活動等も同様の措置とし、休講の時間帯は、学内での滞留を認めない。
なお、在学生等からの申出により、帰宅することが困難であると学長が認める場合は、この限りではない。

第10 在学生等が居住する地域において、気象の特別警報等の発表により通学が極めて困難である状況下においては、安全を第一に考え、通学に関する安全が確保できる状況になるまでは自宅で待機することとし、後日その状況等を教務・入試広報課に届け出るものとする。

（要項の改廃）

第11 この要項の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

1. この要項は、平成26年4月1日から実施する。
2. 一部改正したこの要項は、平成27年4月1日から実施する。
3. この要項は、令和3年4月1日から実施する。
4. この要項は、令和4年4月1日から実施する。
5. この要項は、令和5年8月1日から実施する。